## 平成22年度 第3回 府中市国民健康保険運営協議会(平成22年9月29日開催)

## 会議録 (要点筆記)

会 長: 平成22年度第3回府中市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の会議は傍聴希望の方がいらっしゃいます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員:異議なし

会 長:傍聴希望の方はお入りください。

(傍聴希望者入場)

日程第1 府中市国民健康保険の税率等の見直しについて

会 長:日程第1の「府中市国民健康保険の税率等の見直しについて(資料説明)」 を議題とします。

事務局より説明願います。

## 保険年金課長補佐及び納税課長補佐が 資料1(追加資料)と資料2について説明を行った

会 長:説明が終わりました。ご質問をお受けします。

委員:前回会議の質問の中で回答いただいたのですが、現年度分不納欠損額0円の各市については、0円というのは可能だと思いますか。また、現年度分不納欠損額を0円で処理していいという考え方については府中市としてどうお考えになりますか。

★ 税 課 長 補 性: 立川市は保険税ではなく、保険料として徴収しておりまして、時効が2年となっています。そのため、不納欠損が翌年となり、滞納繰越分として処理しているようです。また、保険料の場合は保険税のように差押え等が行いにくいということもあり、そのため現年度分不納欠損額0円となっております。前年、前々年は府中市ほど多くはないですが、同じように不納欠損処理をしております。またほかの3市は現年度分の不納欠損はしないという運用をしているようです。

委 員: 税金を補てんしているのですから、もう少し府中市として納得できる回答をいただきたいと思います。

納 税 課 長:他市のこととなりますが、現年度分の保険税については不納欠損をしないというような方向性をもって、手続き上、翌年度分として不納欠損をしているようです。そのため、不納欠損の手続きをどの時期で行うかに違いがあるだけで、どちらがいいかということについては各市で方針があるようです。府中市については現年度分徴収できないと認めたものについては不納欠損とせざるを得ません。ただ、立川を除く3市については現年度分の不納欠損を行わないという方針のようです。

会 長:他市がそのような状況であるというふうにご理解ください。

委員:今回の税制改正は国からの方針と東京都の指導検査等から検討していると思いますが、一般会計からの国保への繰入金のパーセンテージはここ数年はそれほど変わっていないように見受けられますが、財政の方からそういった連絡があるのでしょうか。繰入金はルールが決まっていて、自由に増やしたり減らしたりできないと思うのですが。

保険年金融長: 現在の保険税は前回平成17年度に18年度・19年度に適用となる部分を答申いただきました。それ以降、平成20年度に医療制度改革があり、前期高齢者交付金等が創設され、大変混乱していました。そこである程度その混乱が落ち着いた段階で、今後の見通しの中で保険税のあるべき姿を見直していただこうということで、今回答申をお願いした次第です。資料(2)の7ページの円グラフにありますように、広域化に伴う保険料の平準化等の影響もございますが、歳出のうち交付金等を除いた部分は保険税で賄うべきと国から指導がきておりますが、府中市は国からの負担金が満額交付されていない、高齢者が多い、又は低所得者が多い状況ですので、全額保険税で賄おうとは従来より考えておりません。従来は保険税の中で35%、18年度以降は約35%~40%の間については一般会計から繰入れた中で、それ以外のものを保険税でご負担いただくということで考えております。

今回の改正にあたっても国保を取り巻く環境や加入されている方の 状況等を鑑みて、全額保険税でお願いしようとは考えておりません。た だ、資料(2)8ページの表の保険税と財源不足額の比率にありますよう に、保険税を見直さない限り国保加入者が半分しか負担せず、それ以外 を一般会計で負担する比率が大きくなってきております。私どもといた しましても何らかの繰入ルールを作った中で、それ以外を加入されてい る方に保険税である程度負担いただくのをご理解いただかなければな らないと考えております。

委 員: すでに繰入金の35%ルールは存在していないということですよね。 保険年金課長: 35%ルールは平成17年度までのルールです。18年度以降は資料(2) 12%ージにございます各項目の繰入れ比率を乗じて算定してい ます。ただ、平成20年度の医療制度改革の新制度が反映していないため、この繰入基準も今回見直さなければならないと考えております。

委員:後期高齢者医療制度を見直すという話がありますが、税収の見込みが減少しているのはこれを勘案しているからでしょうか。また、今後のスケジュール等、見通しは考えていらっしゃいますか。

保険年金課長:後期高齢者医療制度は平成25年をもって廃止になります。そしてあらたな医療制度が作られる中で国保の広域化が一つの柱として議論されています。具体的には今年の12月にならないと国の方針は出ませんが、近い将来には国保の市町村レベルでの運営を後期高齢者医療制度と同じように、都道府県レベルになると認識しております。その中では平成25年になりましたらまた状況が変わりますので、その時点で再度見直さなければならないと考えております。そのため今回の諮問は平成23年度・24年度の保険税についてということになっております。

もう一つ税収についてですが、資料(2)2ページの表中、一般分の現年課税分が23年度・24年度と微増しておりますが、これは所得の伸びではなく被保険者数の伸びに対応しております。以前は75歳以上の方の保険料はいったん市が徴収して、その後拠出金として支出していましたが、後期高齢者医療制度が施行されてからは直接広域連合が保険料を徴収するよういなりました。後期高齢者の方の分の保険料が減少しましたのでそれに伴い、滞納繰越の額が減り、それに対応して滞納繰越分の収入が減るという見込みのもと資料を作成しておりますので、結果として全体の税収も減少しております。

委員:第1回運営協議会の時の資料1「平成21年度国民健康保険特別会計決算見込み」の4ページ、医療分・支援分の表中「減免」に255件とありますが、非自発的離職者減免の対象者はもっといらっしゃると思うのですが、これはどの数字なのでしょうか。

委 員:では人数が増えても、財源的に大幅に一般会計から充当をするわけでは

ないということですね、

会

保険年金課長:この制度が始まった当初は、国保加入者の平均税額と所得を100分の30と見なして計算された適用後の税額の差額が国から補てんされるということでした。その後各団体からの強い要望により、離職者減免適用前の税額と国保加入者の平均税額との差額も特別調整交付金等で対応していただけるようであります。最終的にどの程度補てんがあるかは明確ではありません。

委員:追加資料(1)の最後のページ「平成21年度国民健康保険税所得段階別 滞納者内訳」で800万円超の滞納世帯について状況は把握しています か。

新税課長補性:対象の中から3世帯を抽出して調べております。まず1世帯は分納誓約書が出ておりまして、お支払いをいただいているのですがまだ21年度分を払い終わっていないのでカウントされています。別のケースでは国保以外も含めて数百万円の滞納がある方で、今年の3月に分納誓約をしていただいております。ただ、収入が多く課税も大きいということはそれなりに苦しい状況のようでして、直近3ヵ月もある程度納めていただいているのですが、全額国保には充当されていないということです。また最後のケースは、例年はそれほど課税のある方ではなく平成21年以前は滞納はないのですが、21年中に譲渡所得があり、今年だけ高額の課税がされたケースです。それなりに所得があっても税金が未納の方というのは、滞納してしまうそれなりの理由がおありの方が多いようです。ただ、税の公平の観点からも徴収を進めていきたいと考えております。

長:前回市長から税率の見直しということで諮問をいただき、2日間にわたって多くの資料をもとに事務局から説明いただきましたが、私なりに現状等確認したことをまとめながら、今後の進め方についてご相談申し上げたいと思います。前回説明いただいた資料(1)の中の国保加入状況ですが、世帯数で39,123世帯、本市の全世帯数に対して3分の1に当たる33.3%の加入率、被保険者数は65,517人で、人口に対して26.2%、その中で65歳以上の加入者は28.8%を占め、高齢化率が高いという現状です。もう1点、それら世帯の所得金額が200万円以下の世帯が全体の63.3%を占めている現状があるということがうかがえます。3つ目が高齢化社会ということで、被保険者の高齢化が進んでいるということもありますが、医療の高度化も含め、平成17年度からの5年間で医療費が13.4%増加しております。併せて今後も保険給付というのは伸びると予測されます。4つ目がこのような状況の中で平成23年度・24年度の、いわゆる財源不足と表現される部分が合わせて60億円ほど生じるということであり、このままであれば一般会計

から全額を補てんしなければならないということが認識できます。一方 で法改正の動きでは平成22年度の地方税法の改正によりまして、府中 市は対応しておりませんが、現時点で賦課限度額が4万円増額されてお り、平成23年度にはさらに4万円増額するという国の方針がなされ、 現在検討されております。こうした中で、平成25年度の後期高齢者医 療制度廃止後の新たな医療制度において、国保の都道府県化が明記され ておりまして、今後その保険料率の平準化が指導されるとのことでした。 一方で東京都からは一般被保険者の応益割合を40%とするよう指導 を受けております。また、他の保険団体の状況ということで協会けんぽ の保険料は平成22年度、23年度と引上げを検討しているところのよ うで、いずれの団体も運営にはかなり苦労されているようです。国保を 運営している各団体の状況では、多摩26市の中でもすでに22年度か ら10市が新しい保険税率を適用しており、府中市を含めて現在見直し、 並びに内部検討をしている団体があるということで、国保の運営が厳し い状況にあるということがこれまでの資料の中から理解できるかと思 います。従って、一般会計からの繰入のあり方を含めて今後委員の皆様 に意見を頂戴しながら、諮問にありました税率の見直しを行っていきた いと思います。それに先立ち、どのような課題や問題点があるか議論し ていきたいと思いますので、事務局に資料の作成をお願いしたいと思い ますがよろしいでしょうか。

全 委 員: 異議なし

会 長: それでは事務局には新制度での賦課限度額・軽減率を適用した時の試算 を税率の部分も併せていくつかの案の提示をお願いしたいと思います。 他にご質問がないようですので、本件は継続審議とさせていただきます。

## 日程第2 その他

会 長:続きまして日程第3「その他」を議題といたします。事務局からありま

すか。

事務局:特にございません。

会 長:以上、本日の日程は終了いたしました。

これを持ちまして、平成22年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。